

議案第 7 号

市長及び副市長の給料及び手当の特例に関する条例の制定について

次のとおり市長及び副市長の給料及び手当の特例に関する条例を制定するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 9 日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

市政の重要事案である公共施設の再編に向けた取組を進めるなか、中核的施設の整備における敷地面積の相違があった事実について、副市長は速やかに市長に報告せず、その結果、市長はその事実を把握しないまま約 3 か月の期間において、公の場で公共施設の再編に係る発言や議論などを行った。

副市長のこの対応は、懲戒処分に該当する非違行為とは認められないものの、市長による公の場での公共施設の再編に係る発言等について、敷地面積の相違を把握しないままなされる結果を招いたこと、また当該敷地面積は、市議会の議決を経て策定した個別施設計画に示す数値であることから看過できない。

市長にあっては、市民に対し実質的な損害を及ぼすには至らなかったが、敷地面積の相違を把握せずに行った公の場での発言等が、市民に大きな混乱を生じさせた可能性を否定できない。

副市長としては適正な行政運営を徹底するための戒めとして、市長としては副市長の管理監督責任とともに、今後このようなことを起こさないよう組織改善を行うための戒めとして、それぞれ本年 7 月に支給する給与について、減額措置を講じたく、本案を提案した。

市長及び副市長の給料及び手当の特例に関する条例

令和6年7月分の市長及び副市長の給料月額、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和26年条例第70号）別表の規定にかかわらず、同表に掲げる市長及び副市長のそれぞれの給料月額から、当該給料月額に市長にあつては10分の0.5、副市長にあつては10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同表に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。